

資 格 要 件 ・ 必 要 書 類 早 見 表

学 歴 、 職 歴 、 資 格				実務の経験年数		該当	資格	必要書類		
				土木又は建築	宅地開発	要綱	要件	様式 3	様式 4	資格等証明
学 歴	大学院（旧制大学を含む）に 1 年以上在学	課 程	土木又は建築	課程修了後 1 年以上	課程修了後 1 年以上	1 号	ア	○	○	○
			都市計画又は造園		〃 1 年以上					
	大学（旧制大学を含む）		土木又は建築	卒業後 2 年以上	卒業後 2 年以上	〃	イ	○	○	○
			都市計画又は造園		〃 2 年以上					
	3 年生短期大学（夜間部を除く）		土木又は建築	〃 3 年以上	〃 3 年以上	〃	ウ	○	○	○
			都市計画又は造園		〃 3 年以上					
	2 年生短期大学		土木又は建築	〃 4 年以上	〃 4 年以上	〃	エ	○	○	○
			都市計画又は造園		〃 4 年以上					
	高等専門学校（旧制専門学校を含む）		土木又は建築	〃 7 年以上	〃 7 年以上	〃	オ	○	○	○
	中等教育学校（旧制中等教育学校を含む）		都市計画又は造園		〃 7 年以上					
職 歴	国または地方公共団体の職員 ※土木職、建築職などの技術職 ※一般行政職などの事務職			技術に関して 在職中に 3 年以上	技術に関して 在職中に 3 年以上	2 号			○	
				在職中に 1 0 年以上	在職中に 1 0 年以上	3 号			○	
資 格	技術士（建設部門）					1 号	キ	○		○
	技術士（水道部門、衛生工学部門）			—	合格後 2 年以上	〃	キ	○	○	○
	一級建築士			不 要		〃	ク	○		○
	二級建築士			二級建築士として 4 年以上		4 号			○	○
	一級施工管理有資格者（建設業法による土木、建築、造園）			不 要		〃				○
	二級施工管理有資格者（建設業法による土木、建築、造園）			二級施工管理有資格者として 5 年以上		〃			○	○
	認定講習会修了者			①土木又は建築を 1 0 年以上		1 号	力	○	○	○
	※宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第22条第5号または都市計画法施行規則第19条第1号トに該当する、国土交通大臣の登録を受けた者が行う講習を修了した者			②宅地開発の 7 年以上を含む土木、建築、都市計画、造園を 1 0 年以上						

※この早見表は、受講に必要な資格を簡略化して表示しています。